

林野火災注意報発令中「たき火×」

令和8年1月1日から、林野火災注意報(新)を始めます。
林野火災注意報や火災警報が発令されたら、屋外での火の取扱いは、できません。

林野火災注意報

前3日間の合計降水量1mm以下かつ前30日間の合計降水量30mm以下 もしくは、前3日間の合計降水量1mm以下かつ乾燥注意報が発表
ただし、降水が見込まれる場合又は積雪がある場合は、この限りでない。

火災警報

実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下で
最大風速7mを超える(見込み)、平均風速10m
以上1時間以上連続(見込み)



消防庁消防防災センター・消防防災センター 松本市消防局・松本市消防局 消防 広域消防 松本広域消防局・松本消防協会・松本広域防火管理委員会



<松本広域連合火災予防条例で火の使用を制限>

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ⑤ 山林において喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

林野火災注意報は、努力義務を課すものです。一方、火災警報は、「火の使用の制限」に違反した場合、罰せられる場合があります。(30万以下の罰金又は拘留)

条例に定められた「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」を作成し消防署に届け出なければなりません。

たき火、枯草焼き、畔焼きなどは、事前の届出が必要です。様式は、松本広域消防局HP(申請・届出■火災予防条例関係)からダウンロード、又はQRコードから入手してください。

